

広島県告示第三百二二号

介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十九号）第八十条第四項（第九十七条において準用する場合を含む。）、第八十条第四項、第二百二十二条第四項、第四百四十条第四項及び第五百五十三条第四項の規定に基づき、指定介護予防通所介護事業者及び指定介護予防通所リハビリテーション事業者に係る知事が定める食事の提供に要する費用並びに指定介護予防短期入所生活介護事業者及び指定介護予防短期入所療養介護事業者に係る知事が定める滞在及び食事の提供に係る費用に関する指針を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 適正な手続の確保

指定介護予防通所介護事業所及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所における食事の提供に係る契約並びに指定介護予防短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所療養介護事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所等」という。）における滞在及び食事の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

1 当該契約の締結に当たっては、利用者又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

2 当該契約（指定介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションの提供に係るものを除く。）の内容について、利用者から文書により同意を得ること。

二 滞在及び食事の提供に係る費用

1 滞在中に係る費用

(一) 滞在中に係る費用は、滞在中の環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。

- (1) ユニットに属する居室、療養室又は病室（以下「居室等」という。）及びユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注七並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)から(2)までの注九、ロ(1)から(4)までの注九、ハ(1)から(2)までの注七及びニ(1)から(3)までの注四に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が入所するものは除く。） 室料及び光熱水費に相当する額

- (2) ユニットに属さない居室等のうち定員が二名以上のもの並びに従来型個室特例対象者が利用するもの 光熱水費に相当する額

(二) 滞在に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 利用者が利用する指定介護予防短期入所生活介護事業所等の建設費用（修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。）

(2) 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用

2 食事の提供に係る費用

食事の提供に係る費用は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とするこ
と。

三 その他

利用者が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る費用は、二に掲げる
滞在及び食事の提供に係る費用と明確に区分して受領すること。